

転居

に関連するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。
受付窓口欄に□マークのあるものは、枠内に記載されている支所・行政センター等でも受付しています。

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身でご確認ください	手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付・ 手続済
--	--	-----	----	-------	------	------------

住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	・マイナンバーカードの住所変更	□	・マイナンバーカード ※ 手続きには、設定している暗証番号が必要となります。	防災庁舎2階 7番窓口 戸籍住民課 鳥取支所、阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
----------	-----------------	-----------------	---	---	---	--

保険	国民健康保険に加入している方	・資格確認書の住所変更等 ・各種認定証の住所変更等	□	・資格確認書 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証など	防災庁舎2階 9番窓口 国民健康保険課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・資格確認書の住所変更等 ・特定疾病療養受療証の住所変更等	□	・資格確認書 ・特定疾病療養受療証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
年金	年金を受給中または国民年金に加入中の方	住民票住所を変更すると日本年金機構の住所も通常1か月半程度で変更となります			防災庁舎2階 10番窓口 医療年金課	

介護	要介護認定を受けていて、施設から転居する方	・要介護認定の引継ぎ ※ 転居日より14日以内に手続きしてください	□		防災庁舎3階 24番窓口 介護高齢課 行政センター保健福祉課	
----	-----------------------	--------------------------------------	---	--	--------------------------------------	--

障がい	障がいの手帳をお持ちの方	・ 住所変更	□	・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳	防災庁舎3階 23番窓口 障がい福祉課 行政センター保健福祉課	
	障害福祉サービス または自立支援医療制度を利用している方	・ 住所変更	□	・ 障害福祉サービス受給者証 ・ 障害児通所受給者証 ・ 自立支援医療受給者証 （精神通院・更生医療・育成医療）		
	重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方	・ 医療費受給者証の住所変更	□	（お持ちの方） ・ 重度心身障がい者医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	

こども	鉧路市立の小学校・中学校・義務教育学校に通うお子さんがいて、学校区が変わる方		・転校手続き(入学通知書を交付します)	□	前の学校で発行された在学証明書 ※ 上記の書類・教科用図書給与証明書と交付された入学通知書を学校へ提出してください	防災庁舎2階 4番窓口 戸籍住民課 鳥取支所 阿寒・音別教育事務所	
	→相談事項がある方や特別支援学級在籍のお子さんがいる方		・転校手続き(入学通知書を交付します)	□	前の学校で発行された在学証明書 ※ 上記の書類・教科用図書給与証明書と交付された入学通知書を学校へ提出してください	鉧路フィッシャーマンズ ワーフMOO 4階 学校教育課	
	児童手当を受給している方					防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	
	→ 0歳～18歳(※高校生等)のお子さんと異なる住所に住む方 ※ 高校生等…0歳～18歳となる年度末まで		・別居監護の申立 ※ 同月中に同居になる場合は不要	□	・子どものマイナンバーがわかるもの ※ 請求者が公務員で勤務先から支給される場合、勤務先での手続きとなります		
	→ 0歳～22歳(※大学生等)のお子さんを3人以上養育し、大学生年代のお子さんの職業や同居の状況に変更がある方 ※ 大学生等…18歳となる年度末～22歳となる年度末まで		・監護相当・生計費の負担について確認書の届出	□	大学生等のお子さんについて、 ・学生の場合:学生証等 ・学生以外で別居の場合:賃貸借契約書や、その他生計援助していることがわかる書類や写真等 ※ 請求者が公務員で勤務先から支給される場合、勤務先での手続きとなります		
	子ども医療費受給者証をお持ちの方(0歳～18歳(高校生等)の年度末まで)		・医療費受給者証の住所変更	□	・子ども医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
	保育園・認定こども園・幼稚園などに入園および利用申請をしているお子さん		・住所変更	□		防災庁舎3階 21番窓口 こども育成課	
	こども誰でも通園制度(乳児等支援給付)の認定を受けているお子さん		・住所変更	□			
	ひとり親家庭等に該当している方						
	→児童扶養手当の受給資格がある方		・住所変更 ※ 世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります	□	・賃貸借契約書などが必要です ※ 要件により必要書類が異なりますので受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	
	→ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方		・医療費受給者証の住所変更	□	・ひとり親家庭等医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
	特別児童扶養手当の受給資格がある方		・住所変更	□	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	

税・ 料金	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	・使用開始の申込み及び中止の届出	□	電話またはインターネットで 手続きができます ※ インターネットの方はこちら→ 	上下水道料金お客様 サービスセンター 0154-43-2161 行政センター阿寒・音別上下水道課	
	税・保険料の納付に関する相談がある方	・口座振替の届出(新規・変更・解約) ・納付相談	□	(口座振替の届出をされる方) ・預金通帳 ・通帳の届出印	本庁舎1階 4番窓口 納税課 口座振替の届出のみ 行政センター市民課	

